

形質変更時要届出区域台帳

香川県

整理番号	令4-6	指定年月日・指定番号	令和5年1月31日・香-23	所在地	三豊市財田町財田中宇余境寺4590番の一部、4590番2の一部、4592番、5416番3の一部、5416番4の一部、5416番8の一部、5416番9の一部、5416番10の一部、5430番の一部、5431番の一部、5431番2の一部、5433番の一部、5434番の一部、5435番の一部及び三豊市財田町財田中宇鎌谷5494番の一部	
調製・訂正年月日	令和5年2月14日					
形質変更時要届出区域の概況	事業所			面積	11,934.43m <sup>2</sup>	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域		
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかつた土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかつた深さの位置及び特定有害物質の種類				調査対象地の一部で試料採取等を省略した。 理由：現場での基準不適合土壤に関する対策工事の円滑化を目的として自主申請を行うため。		
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和4年12月27日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株住化分析センター
	令和4年12月27日	砒素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		株住化分析センター
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
	令和5年2月14日	令和6年3月31日	土地の掘削等	株パブリック	有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。